2019年

職場内で掲示・回覧をお願いいたします。



年末年始を快適に過ごす健康保険のポイント

今年は暦の関係で例年の年末年始より長い休みとなります。年末年始を快適に過ごすために 気を付けたい健康保険のポイントをピックアップします。

旅行先には保険証の携行を!

年末年始の休みを利用して旅行される方も多いと思います。旅行先で怪我や体調不良により 病院を受診するケースもありますので、必ず保険証の携行をお願いします。

コラム 海外で病院を受診した場合は?

療養費の払い戻しの手続きをしていただければ負担金額の一部が払い戻されます。

注意点

- 保険適用外のもの、業務上の怪我、治療を目的とした渡航の 場合は支払われません。
- 申請の際には診療内容明細書、領収書の原本が必要になり ます。必ず現地でお受け取りの上、ご申請ください。

申請書のダウンロードはこちら



協会けんぽ 海外療養費

#8000

2

お子さんの症状で受診を迷った場合は こども医療電話相談#8000を利用しましょう

全国同一の短縮番号「#8000」をプッシュすることにより、お住まいの都道府県の相談窓口 に自動転送され、小児科医師・看護師からお子さんの症状に応じた適切な処置の仕方や受診 する病院等のアドバイスを受けられます。



医療費控除の申告手続きにも活用できます





健康保険で診療を受けられたご加入者の皆様に、健康保険に対する関心を高めていただく ことを目的として、定期的に医療費のお知らせを発行しています。今年度の医療費のお知らせ は、主に平成30年10月~令和元年9月診療分の医療費を世帯単位にまとめたもので、一年間 の医療費を確認していただけます。

発送時期

送付先

令和2年1月中旬~下旬

お勤め先にお送りいたします。

ご担当の方へ: 開封せずに 従業員の皆様にお渡しください。

確定申告に活用いただけます

医療費のお知らせを添付いただくと確定申告の医療費控除の申告の際、明細の記入を 省略できます。

医療費のお知らせに記載されていない医療費分(主に令和元年10月~12月診療分)に つきましては、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に 追加して添付いただくようお願いいたします。

医療費のお知らせへの記載有無	添付書類
記載されている医療費 (主に平成31年1月~令和元年9月診療分)	医療費のお知らせ
記載されていない医療費 (主に令和元年10月~12月診療分)	医療費控除の明細書 (医療機関等からの領収書に基づいて作成)

(*) 医療費のお知らせに関するお問い合わせ先 レセプトグループ/TEL.054-275-6604

※確定申告については管轄の税務署までお問い合わせください。

協会けんぽの年末年始の営業について

年末 12月27日(金)まで ▶▶▶ 年始 1月6日(月)から



給付金のお支払や保険証の交付など通常より日数を要する場合がございます。ご了承ください。

